

認定基準について

1 認定基準の概要

職員に災害が発生した場合には、通常、直ちに応急処置として病院その他で医療上の手当を受けることとなりますが、それが公務災害として補償の対象となるためには、災害が公務上の災害として認定されなければなりません。

【公務災害認定の要件】

- (1) **公務遂行性**：職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと。
- (2) **公務起因性**：公務と災害との間に相当因果関係があること。

※ 「公務と災害との間に相当因果関係がある」とは、災害の発生原因のうち、公務がほかの原因に比較して相対的に有力な原因であると認められることをいい、言い換えれば、公務に内在している危険が現実化したものであると経験則上認められることをいいます。

公務起因性が認められる事例

- ・会議室に向かうために階段を下りていたところ、足を踏み外して転倒して負傷した
→階段では、つまづいたり、足を踏み外すなどして転倒する危険が内在している

公務起因性が認められない事例

- ・会議室に向かうために廊下を歩いていたところ、めまいがして足がもつれ、転倒し負傷した
→廊下は、段差などがなく、また滑りやすい状況になれば、内在する危険が現実化したとは言えず、この事案は、「めまい」という本人の**素因**が原因となって発生した災害である。

※ 「素因」とは、遺伝的・体質的に、ある疾病にかかりやすい状態をいいます。

2 公務上の負傷の認定

負傷の公務上外の認定は、原則として、被災職員の公務遂行中に生じたかどうかを判断して行います。

これは、負傷の発生が、工作中的の出来事（転倒、落下、衝突など）による瞬間的なものが多く、当該出来事に起因して負傷（打撲、骨折、靭帯損傷など）することから、公務と負傷との因果関係が比較的分かりやすいため、公務遂行性が証明されれば、公務起因性に対する反証事由がない限り、公務起因性が認められるためです。

しかし、公務遂行中に生じた負傷であっても、次のような場合には原則として公務災害とは認められません。

- 故意又は本人の素因によるもの
- 天災地変（水害、地震、土砂崩れ、落雷等）によるもの
- 偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む）

【公務上の負傷の認定基準】

次の①から⑬の場合は、原則として、公務災害とされます。

① 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷

- ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事する場合
- イ 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- ウ 地方公務員法第42条の規定による「職員の保健」のための健康診断を受けている場合（一般定期健康診断）

公務遂行性が認められない事例

- ・ 外郭団体が行う研修を、職員自身が自発的に受講した際に負傷
- ・ 人間ドックを受診するため、病院の廊下を歩行中転倒し負傷
→ 人間ドックや法定外健診は、一般に、その受診が職員の意志に委ねられており、また受診には一定額の自己負担が必要とされていることから、任命権者の支配管理下において行われた健康診断とは認められない。

② 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

生理的 necessary 行為のための往復行為など

例) 水等を飲みに行く行為、用を足しに行く行為、食事をとりに行く行為

※水等を「飲む」行為、「用を足す」行為、食事を「とる」行為には、公務遂行性は認められない

公務遂行性が認められない事例

- ・ 勤務公署内に給水用のポットが設置されているにもかかわらず、庁舎内の自動販売機でジュース（自分の嗜好による）を買おうと廊下を歩行中に転倒し、負傷した。

③ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

- ア 準備行為（更衣、機械器具の点検など）
- イ 後始末行為（更衣、機械器具の後片付けなど）

④ 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為

⑤ 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為

⑥ 出張又は赴任の期間中の負傷

次の場合を除いて、出張中は全行程について包括的に公務遂行性が認められません。

- × 合理的経路又は方法によらない順路にある場合
- × 恣意的行為を行っている場合

公務遂行性が認められない事例

- ・ 宿泊先のホテルのテニスコートで早朝テニスをしていたところ、転倒し負傷

⑦ 特別の事情下での出勤又は退勤途上の負傷

通常、出勤又は退勤途上の負傷は通勤災害として検討しますが、次のような場合の出勤又は退勤途上にある場合の負傷（合理的な経路・方法によらない場合又は遅刻・早退の状態にある場合を除く）は、その通勤自体が使用者の支配拘束力の及ぶ状態下にあるものと解されるため、公務災害として検討します。

- 例） ・ 突発事故等の緊急用務のための出勤又は退勤の途上
・ 社会通念上異常な時間帯又は勤務形態における通勤途上 など

⑧ レクリエーションに参加中の負傷

(1) 「レクリエーション」とは、地公法第42条の規定に基づき、

- ア 1又は2以上の任命権者が単独で又は共同して自ら計画及び実施するもの
- イ 任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合又は条例により設置された厚生福利事業団体で、地方公共団体の長の監督下にあるものと共同して行うもの

ウ その他、任命権者の支配管理の下に行われたもの

(2) 「参加中」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場（準備運動を含む。）し、又は応援していることをいいます。

公務遂行性が認められない事例

- ・ 職場の親睦会が企画したソフトボール大会に参加した際に負傷
- ・ レクリエーションの前日に、練習した際の負傷

⑨ 次の場合に発生した負傷で、設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

- ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるときの負傷
- イ 勤務のため勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合の負傷
- ウ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合の負傷

⑩ 入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷

⑪ 職務遂行に伴う怨恨による負傷

次の二つの要件がいずれも満たされれば、勤務時間外に発生したものでも公務上の災害として認められます。

- ア 加害行為と職務行為との間に相当因果関係が証明されること
 - ・例えば、警察官や税務職員などの職務は、正常な職権を行使することにより怨恨を抱かせる可能性が一般的に高いと認められており、加害と職務行為との間の因果関係を証明することは比較的容易である。
 - しかし、その他の職員の場合は、この因果関係を明らかに証明できるよう詳細な調査が必要となる。
- イ 被災職員の側に重大な挑発行為が存在せず、「けんか」という私怨状態に陥っていないこと
 - ・加害者も同時に負傷していることで、被災職員自身も加害者となっている場合などは、いわば「けんか」とみるべき場合がある。災害の原因が私怨に発展していることが多いため、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係は既に失われているとみるのが通常である。

⑫ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

例えば、公務上の傷病の療養中に生じた災害で、当初の傷病と、その療養中に公務によらない災害によって加重し又は増悪した傷病との間に相当因果関係が認められる場合には、公務起因性が認められます。

公務起因性が認められない事例

- ・公務上の災害で足を骨折し、ほぼ癒合してきたため釣りに出かけたが、釣り船に飛び乗った際に、再び同部位を骨折した。
→本人の恣意的行為が負傷部位に負荷を与えた
- ・公務上の傷病の治癒通院のためバスを利用したところ、バスが急ブレーキをかけたため転倒し、頸椎を捻挫した。
→転倒の原因はバスの急ブレーキにある

⑬ その他、公務と相当因果関係をもって発生した負傷

3 公務上の疾病の認定

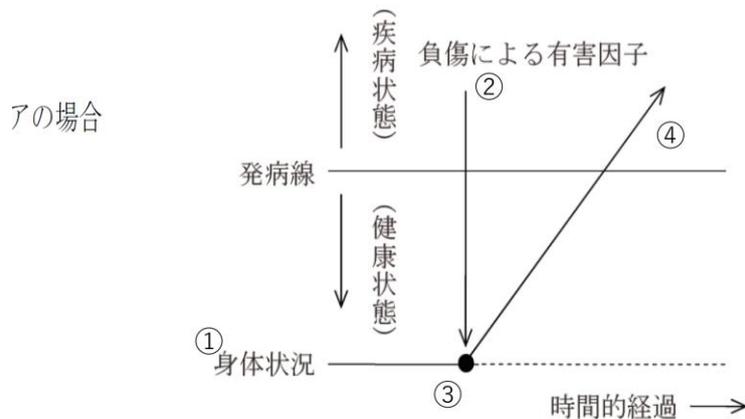
地方公務員災害補償法上の疾病は、次の3つがあり、公務上外の判断にあたっては、公務上の負傷の場合と異なり、公務起因性（＝相当因果関係）が問題となります。

（1）公務上の負傷に起因する疾病

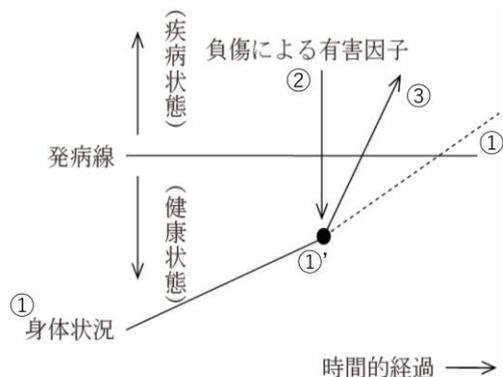
公務上の負傷に起因する疾病は、公務上の負傷と相当因果関係をもって発症した疾病であり、公務上の負傷によって直接発症する疾病のほか、その疾病が原因となって続発する疾病も含まれる。また、既往の私的疾病を公務上の負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われる。

- ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により素因が刺激されて発病した場合
- ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷によって発病の時期を著しく早めた場合
- エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷によって疾病を著しく増悪した場合

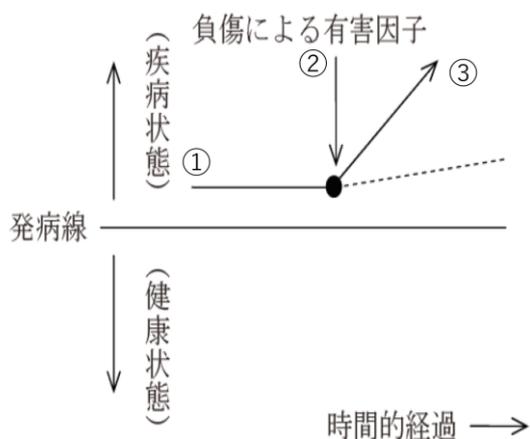
【以下、イメージ図】



イ・ウの場合



エの場合



(2) 職業病

認定基準に掲げる職業病で、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証（公務以外の事由によって発病したという証明）のない限り公務上のものとされます。

すなわち、一定の業務に従事する場合には、その従事する職員に特定の疾病が発症することが確実であるところから、この場合に該当すれば、個別に感染経路等の発症原因が特に明らかにされなくても公務上とみなされます。

例) 放射線技師の放射線障害、看護師の肝炎等

(3) 公務に起因することが明らかな疾病

上記、(1)「公務上の負傷に起因する疾病」及び(2)「職業病」に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病。

4 通勤災害とは

通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が**(1)勤務のため、(2)住居と(3)勤務場所**との間の往復を、**(4)合理的な経路及び方法**により行うことに起因する災害をいいます。

したがって、その移動の経路を**(5)逸脱**し、又はその移動を**(6)中断**した場合には、その間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはなりません。

ただし、その逸脱又は中断が、**日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものを(7)やむを得ない事由により行うための、(8)最小限度のもの**である場合には、その逸脱又は中断の間を除き、合理的な経路及び方法に復した後の移動中の災害は、通勤災害になります。

通勤の「始点・終点」について

住居にあっては、原則として「門」、マンションのドア等が境界点となる。勤務場所にあっては、任命権者の支配管理権が及ぶ範囲である勤務公署の施設構内の出入口がその境界点である。

(1) 勤務のため

勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動

ア 住居と勤務場所との間の往復

イ 勤務場所等から他の勤務場所への移動

ウ 住居と勤務場所との往復に先行又は後続する住居間の移動

・ 単身赴任者の赴任先住所と帰省先住所との間の移動が、勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合

通勤起因性が認められない事例

通勤途上、ゴルフの練習をするために、通常より1時間早く自宅を出た際の事故

(2) 住居

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋（勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊場所を含む）

例) 単身赴任者が毎月継続的週末帰宅型の通勤をしている場合の家族が住む住居

→ 移動に一般的な通勤手段が用いられており、住居を2カ所に置かなければならない合理的な理由があり、週末帰宅が概ね毎月継続的に行われていること。

(3) 勤務場所

職務を遂行する場所として指定された場所

(4) 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に用いると認められる経路及び手段

	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
合理的な経路	(1) 経路の合理的解釈によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・通勤届による経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 <ul style="list-style-type: none"> ・経路上の道路工事等、当日の交通事情により、やむを得ず迂回する経路 ・自動車通勤者がガソリン補給のためにスタンドに寄る経路 ・共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
合理的な	<ul style="list-style-type: none"> ・モノレール、バス等公共交通機関 ・自家用自動車、自転車等 ・徒歩 	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合 ・飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

(5) 逸脱・(6) 中断

逸脱とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、中断とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

(7) やむを得ない事由

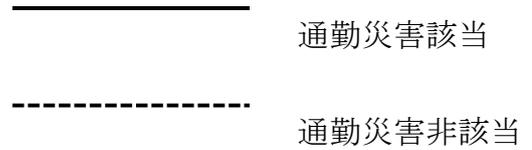
日常生活の必要から通勤の途中で行う合理的な理由

(8) 最小限度のもの

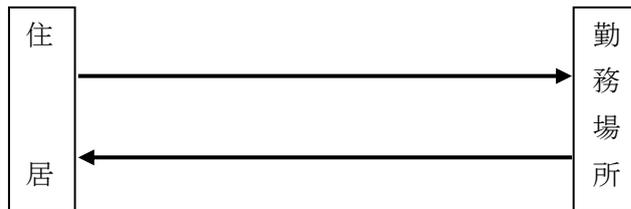
逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要な最小限度の時間、距離であること

逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であつて総務省令で定めるものに該当し、 経路に復した後は通勤とする事例	逸脱又は中断に該当し、 経路に復したとしても通勤とはしない事例
(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為 【日用品の購入に該当する行為】 <ul style="list-style-type: none"> ・米、パン等の食料品 ・家庭用薬品 ・下着、ワイシャツ等の衣料品 など 【日用品の購入に準ずる行為】 <ul style="list-style-type: none"> ・独身職員が通勤途中で食事をする場合 ・理髪店、美容院に行く場合 ・税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ・市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合 (2) 教育機関等へ通う行為 (3) 病院又は診療所において診療又は治療を受ける行為 (4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品、宝石等の奢侈品 ・家電等の耐久消費財 ・ゴルフ等のスポーツ用品 ・娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等で飲食等をする場合 ・同僚の送別会に行く場合 ・冠婚葬祭に行く場合

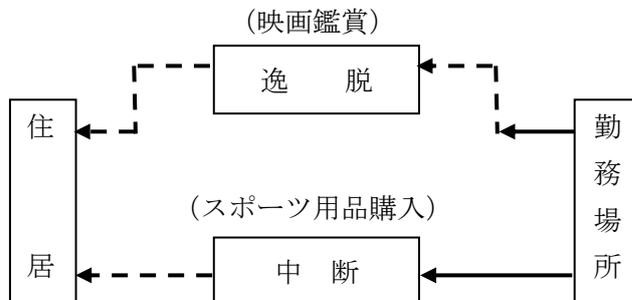
【通勤災害の考え方】



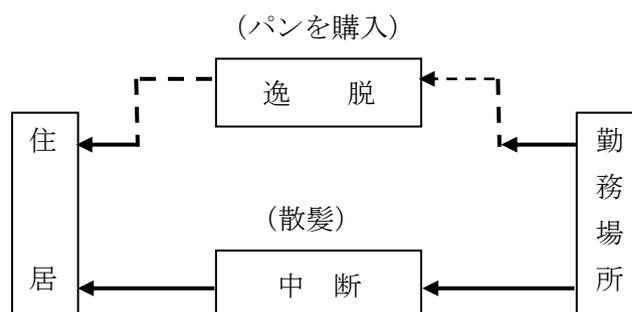
事例1 . 合理的な経路及び方法の場合



事例2 . 逸脱又は中断した場合



事例3 . 逸脱又は中断した場合 (日常生活上必要な行為)



通勤の「始点・終点」について

住居にあつては、原則として「門」、マンションのドア等が境界点となる。勤務場所にあつては、任命権者の支配管理権が及ぶ範囲である勤務公署の施設構内の出入口がその境界点である。